

# 逮捕の心得

# 明大弾圧対策委員会

## 1) 逮捕された時

- 1. 全員がノケ所〜数ヶ所のK寮置に集められる。
- 2. この時 私達を逮捕した警察官、機動隊員、私服その他がノケ所につき添う。  
注)後に起訴された時 検察側の証人となるので 名前 所属隊 etc. を記憶しておくこと。
- 3. ノケ所へ数ヶ所に集められた私達は そこで逮捕した人間と並んで写真(2枚)を撮られる。
- 4. 簡単な調べがある。  
1)主に逮捕した時の状況を 逮捕した人間が書き込む。この時はすべて黙秘。  
2)身体検査、ナリ紙を除いてすべて取り上げられる。お金、ネクタイ、バンドを含めすべて釈放時に返還。
- 5. 護送、目的の署まで手錠、私服が付き添う。
- 6. 引き渡し。署の刑事に引き渡される。

## 2) 留置されて以後の刑事の取り調べ

### オ1 日目

- 1. 留置番号が各人に付けられる。以後氏名の代用となる。
- 2. 弁解録取 (弁録)をとられる。  
1)弁解があったらいいなさい」というが、いいさい弁解などせず、「591-1301」番へ電話して有藤浩二弁ゴさと呼んで下さい」というだけで、あとは一切黙っている。  
2)イヤがらせ etc. が多いので 要求事項以外は答えない。また、連絡したかどうかしつこく聞き、必ず確認すること。くこの時、それを告げた刑事の名を覚えておくことよい。万一頼んだ刑事が 救済連絡センターに報告を入れなければ、差入れが届かない。また報告しなかった刑事については、「弁ゴ活動の防壁」として重大な問題になる。)
  - ⇒刑事や検事を個人的に論破しても無意味。
  - ⇒取調書が完全に出来れば起訴される率も増えるので一切黙秘を守る。

### オ2 日目

- 1. 刑事によって供述書をとられる。―― 弁録よりもさらに細かい。賞罰、前科、家族構成 etc. についても黙秘。
- 2. 指紋採取 —— 10指全部の指紋。拒否出来ないの押し。
- 3. 身長、体重、足の大きさ etc. の測定。
- 4. 写真撮映 —— 正面と横面の2枚 注)さまざまカメラや壁にのることなく黙秘で通す。
- 3) 刑事の取り調べから判事の勾留尋問へ釈放及び保釈まで
  - 1. 送検される。
  - 2. 取り調べ 黙秘
  - 3. 勾留請求
  - 4. 勾留尋問(地裁にて) 3日目〜4日目
    - 1)勾留尋問の結果 必要ある時は 10日間の勾留を付けられる。
    - 2)最近では、ここで釈放されることは ほとんどない。23日をかくごする。
    - 3)10日間の間に起訴、不起訴を決める。尚 決まらない時は、さらに10日間の延長となる。逮捕されてから13日目には 勾留延長の通知がくるだけ。

## 4) その他の注意事項

- 1. 黙秘権は国家権力の供述せしめようとする意思に反して行使されるものであり、権力に対する消極的ながら最大の武器であり、その行使は 国家権力の不当弾圧にたいしての 闘争宣言である。
  - ・ 黙秘は、自分自身を不利益から守る道である(起訴の決め手は本人の自供と本人の調書)
  - ・ 黙秘とは事実に関する一切をいわないこと(ウソは通用しない)であり、オ2に住所、氏名をいわないこと。
  - ・ 黙秘とは 調書を作らせないこと。
- 弁解録取書、供述書、判事の前署名捺印は絶対にしないこと。署名捺印がないときは証拠能力がなくなる。また刑事、検事とも 署名捺印の強制はできない。

刑訴法32条「被告人以外の者が作成した供述書又は、その者の供述を録取した書面(供述者の署名もしくは押印のあるものは、左の場合に限り)、これを証拠とすることができる。

<裏面へつづく>

- 他人の調書・写真・証拠品を盗みとつまれても 黙秘を守る。すべてわかっていたとしてこいわない。
- 自分の罪を軽くしようとして他人の名前をあげるな。
- 雑談をしない。( 雑談調書を作られる。雑談から攻められる )
- 「差入れ罠」以外 一切の署名・捺印はしない。(他に釈放されて出てくる時、荷物を看守が返す時必要)
- 刑事・検事・裁判官に弁ゴ士選任を主張せよ。だが弁ゴ士は少ない。控見に期待するな。

憲法 第38条 何人ぞ自己に不利益な供述を強要されない。  
 刑訴法第198条 (被疑者の出頭・取調べ)  
 ② 取り調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意志に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。

### 2. 未成年者が逮捕された場合

原則として未成年であることがわかった段階で家裁送りになる。17年令を明かすかについては、3泊4日目の勾留尋問の時に 救済センターの依頼した弁ゴ士による集中審見があるが、その時の弁ゴ士の指示にしたがう。あとは用をすえて黙秘をつらぬくこと。

### 3. その他

1) 同僚の人と仲良くなるのは良いが、スパイされることもあるので、雑談には気を付ける。聞き手にまわるようにする。

2) 口元へ行く時は 定期券 身分証明書 その他自分や他人の名前の記入してあるものは持って行かない。主な持ち物 ハンカチ(タオル)、折り紙、小銭 etc.

救済連絡センターの電話番号を必ず忘れないこと。 591-1301 (獄入は意味多い)

個人で行く場合 自分が逮捕された時に 後始末をしてくれる友人を探しておくことよい。